

霞ヶ浦に係わるより多くの方々と意見交換を行うために、北浦から西浦の広いエリアでで開催しました。

第1回 平成14年12月15日(日)
茨城県南生涯学習センター(土浦市)
約140名



第5回 平成15年7月12日(土)
霞ヶ浦町民会館、約180名
テーマ: 水質



第7回 平成15年11月22日(土)
レイクエコー(麻生町)、約120名
テーマ: 環境教育・住民参加



第4回 平成15年5月17日(土)
潮来市立中央公民館、約190名
テーマ: 生態系



第2回 平成15年2月8日(土)
土浦市国民宿舎「水郷」、約120名
テーマ: 意見交換会の進め方について



第3回 平成15年3月15日(土)
桜川村中央公民館、約130名
テーマ: 水位



第6回 平成15年9月13日(土)
東町農村環境改善センター、約140名
テーマ: 産業・観光



第8回 平成16年3月13日(土)
ホテルロイヤルレイク土浦、約100名
テーマ: 1回~7回までの総括



ご意見・ご提案などは下記問合せ先までお寄せ下さい

国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所 調査課
〒311-2424 茨城県潮来市潮来3510
TEL. 0299-63-2415
FAX. 0299-63-2495
<http://www.kasumigaura.go.jp>

意見交換会に参加された方のご感想
※第1回~第8回のそれぞれで実施したアンケート結果を集計



これまでの 霞ヶ浦意見交換会

第1回 ~ 第8回
H14.12.15 H16.3.13

第1回(H14.12.15開催)から第8回(H16.3.13開催)まで延べ1100余名の方々にご参加いただきました。テーマも、「意見交換会の進め方」(第2回)、「水位」(第3回)、「生態系」(第4回)、「水質」(第5回)、「産業・観光」(第6回)、「環境教育・住民参加」(第7回)、「第1回~第7回までの総括」(第8回)と多岐にわたりの意見交換が行われました。

結果概要

霞ヶ浦意見交換会の設立趣旨

霞ヶ浦の流域には、約100万人の人々が霞ヶ浦からの恩恵を享受し生活しています。このかけがえのない霞ヶ浦を、みんなでもっと知り、みんなでもっと考え、将来、地域の財産として守っていかなくてはなりません。このため、今後の霞ヶ浦の治水・利水・環境・その他について、流域にお住まいの方々や、霞ヶ浦で研究活動している団体等、霞ヶ浦の利用者及び関係行政機関などが一堂に会して、幅広い意見交換・情報交換を行う場として「霞ヶ浦意見交換会」を設置します。

主催：国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所
共催：茨城県、独立行政法人水資源機構霞ヶ浦開発総合管理所

これまでの霞ヶ浦意見交換会での主な意見

環境教育・住民参加

環境教育・住民参加に関する主な意見

- 子供たちの人格形成のためにも環境教育が大切である
- 霞ヶ浦、里山、休耕田などを活用した環境教育を実施する必要がある
- 霞ヶ浦の公共事業でもパブリックインボルブメント制度の適用が重要である
- 円卓会議等、政策に市民が参加する組織作りが必要である
- 霞ヶ浦に関わる研究者、各行政機関の連携が必要である
- 行政は市民の利用できる様々な情報のデータセンターを整備し、市民参加型情報ネットワークを提供してほしい
- 意見交換会には、世代別の意見交換会があってもいい
- 農業、砂利、森林関係者も意見交換会に参加する必要がある
- 意見交換会はテーマ毎に分科会を設置する

こう考えています！

これまでの意見交換会で行ってきたように、今後とも、意見交換する場の提供等、霞ヶ浦に関する意見交換の実施や、情報提供等に努めてまいります。

- ☞意見交換会の継続的な実施
- ☞調査研究・技術研究、環境学習、市民活動との連携・支援、及び交流・情報拠点としての霞ヶ浦環境センターの整備の促進・利活用の推進（H17年春開所予定）
- ☞子どもの水辺再発見プロジェクトの推進
- ☞ふれあいランド、水の交流館、出前講座の活用の推進

産業・観光

産業・観光に関する主な意見

- 湖岸植生への影響が考えられるため、砂利採掘を規制すべきである
- 浮島和田岬公園に自然体験ゾーンを作る
- 自転車道の整備、有料トイレが必要である
- 駐車場がある1~2kmの人工ビーチを作りモデル水浴場を整備する
- 霞ヶ浦周辺の観光施設を航路で結べばどうか
- 土浦港、潮来をポータウンにする
- ブラックバス釣りにより霞ヶ浦の来訪者を増やすことも検討する
- 釣りも重要な観光であり、漁業者との最低限のルール作りをするべきである
- 霞ヶ浦を映画のロケ地にしていこう
- 自然・観光資源のPRをする
- 霞ヶ浦利用者から環境負担金を集める
- 将来の観光として、ハス畑、筑波山、農業体験などのグリーン及びエコ・ツーリズムが必要である
- スローササエティー、環境保全活動などが新たな観光を生み出す
- 霞ヶ浦の物質循環を担う漁業を大切にすべきである

こう考えています！

豊かな歴史、文化、風土を有する霞ヶ浦の恵みを最大限活用しつつ、霞ヶ浦創造ビジョンに基づいて、地域の皆様と一緒に、生活と産業と自然環境のバランスのとれた魅力ある霞ヶ浦を目指していきたいと考えております。

- ☞人、モノ、情報の交流の促進
 - ・霞ヶ浦南岸エリア交流空間モデルプランの策定
- ☞積極的な広報の推進
 - ・霞ヶ浦環境センターの整備・利活用の推進、ふれあいランド等の積極的な活用の推進
- ☞大規模自転車道の整備（北岸部）

その他

その他主な意見

- 堤防等の治水施設については、一応の安全度で整備されていると思われるが、今後は、遊水池方式等により二次堤を整備し、更なる備えが必要ではないか
- 地下浸透域、ため池、水田への一次貯留など自然再生と共存できる治水対策を検討してほしい
- 護岸工事は、妥当であるが、環境への悪影響を将来改善していく必要がある
- 砂浜の前に消波施設を設置することは、砂浜による浄化作用を消滅させているのではないか

こう考えています！

霞ヶ浦の沿川地域を洪水から防御するため、霞ヶ浦の自然環境に配慮しながら治水対策を実施してまいります。

水位

水位に関する主な意見

- 環境ばかりに重点が置かれて、水利用ができなくなるのは困る。トータルで考えるべきだ
- 水質浄化・生態系にあった自然により近い水位管理をしてほしい
- YP+1.2m以下でYP+1.1m程度の水位管理をしてほしい
- 水が余っている現在、植生に影響がある水位運用試験は必要がない
- 地下水活用も考慮した将来の水需要を再検討して水位管理を行う必要がある

こう考えています！

霞ヶ浦の水位は、地域産業や私たちの生活を守る各種用水を確保するために、YP+1.3mを確保することが必要です。一方で、水需要に対応するという制約条件の下で、湖岸環境にも配慮することも重要と考えております。このため、水利用と湖の水辺環境との共存を模索するために、水位運用試験を行うことが必要であり、2月から5月までのある時期の短期間に降雨も含めた自然状況を勘案しながらYP+1.3mを確保することを目標にして、それ以外の期間については水位を低下させておく試験を行いたいと考えております。なお、その期間や時期につきましては、専門家の方々等にご意見を伺って決めてまいりたいと考えております。

生態系

生態系に関する主な意見

- 砂浜整備で水生植物帯を復元するなど、自然再生は流域全体の事業として積極的に取り組んでほしい
- 緊急対策工に採用した粗朶消波工の機能を公開の場で評価すべきである
- 漁業は深刻な状況であるため、前浜の造成による水生植物帯再生が重要である
- 自然再生には、霞ヶ浦の特性である広くて浅いという特性を認識して検討すべきである
- 常陸川水門への魚道の設置が必要である
- 外来魚対策については、外来魚の製品化などの活用や、外来魚の駆逐を進めることが大切である

こう考えています！

霞ヶ浦の現状、歴史、及び流域の状況に応じた、霞ヶ浦にふさわしい環境とは何かを考えながら、多自然型護岸等、霞ヶ浦の豊かな自然環境、湖沼環境の保全・再生に努めて参ります。

- ☞自然再生推進法の趣旨に則った湖沼自然再生の推進
 - ・湖岸緊急保全対策評価検討会の設立（H15.10）
- ☞水産資源に有害な外来魚駆除の実施
 - ・ブルーギル、アメリカナマズ等

水質

水質に関する主な意見

- 霞ヶ浦のヘドロ堆積を抑制するため、浚渫事業で土砂を排出することが重要である
- 砂浜の浄化機能を活用し、砂浜整備により水質改善をしてほしい
- 北浦の下水道整備の事業を推進してほしい
- 流入河川の水質改善が必要である
- 水質浄化施設等の維持管理費の低減化が必要である
- 水田等の自然浄化機能を活用した水質の流域管理が重要である
- 負荷を減らすため都市開発関連制度を見直す必要がある
- 水質浄化のために、富栄養化防止条例を見直してほしい
- 刈り草で有機肥料を作り、農家で使うように行政で指導してほしい
- 捨てられた外来魚の腐敗による水質悪化を防止してほしい
- 行政で霞ヶ浦の大型ゴミの不法投棄防止と投棄物の回収をしてほしい
- 行政は水質目標達成に責任をもつべきである
- 「安全な飲み水」確保のため、環境ホルモン等の化学物質対策が必要である。

こう考えています！

霞ヶ浦の水質改善にあたっては、霞ヶ浦における経済・社会活動、および動植物の生息・生育環境等に配慮しながら、国、県、市町村及び地域の皆様が一体となって進めていくべきものであると考えております。地域の皆様の一層のご協力をお願い致します。

- ☞霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画の推進
- ☞水質浄化啓発活動の強化
 - ・霞ヶ浦勉強会の実施
 - ・桜川探検隊、巴川探検隊、恋瀬川探検隊等の設置
- ☞市民・行政一体となったゴミ対策取組の推進

第9回霞ヶ浦意見交換会 議事次第

日時：平成16年10月3日（日） 13：30～

場所：ホテル ロイヤルレイク土浦「かすみの間」

主催：国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所

共催：茨城県、

独立行政法人水資源機構霞ヶ浦開発総合管理所

議 事

1. 開会
2. 霞ヶ浦における水質改善に向けて
 - ・ 話題提供「霞ヶ浦における水質改善に向けて」
元東京大学農学部教授 田淵 俊雄
 - ・ 意見交換
3. その他
4. 閉会

「霞ヶ浦意見交換会の設立趣旨」

霞ヶ浦の流域には、約100万人の人々が霞ヶ浦からの恩恵を享受し生活しています。

このかけがえのない霞ヶ浦を、みんなでもっと知り、みんなでもっと考え、将来、地域の財産として守っていかなくてはなりません。

このため、今後の霞ヶ浦の治水・利水・環境・その他について、流域にお住まいの方々や、霞ヶ浦で研究活動している団体等、霞ヶ浦の利用者及び関係行政機関などが一堂に会して、幅広い意見交換・情報交換を行う場として「霞ヶ浦意見交換会」を設置します。

～ 意見交換会におけるルール ～

- ・ 発言は座長の許可を得て、氏名、所属等を明らかにした上でテーマに沿って行う。
- ・ 意見交換はお互いの立場を尊重しあう。

第 8 回霞ヶ浦意見交換会 議事要旨

日 時：平成 16 年 3 月 13 日

場 所：ホテルロイヤルレイク土浦

参加者数：95 名（座長、発言依頼者、参加依頼者、行政含む）

議 題：「第 1 回～7 回までの意見交換会の総括」

参加者名簿（座長、発言依頼者、参加依頼者、行政）

	名前	所属
座長	前田 修	富士常葉大学教授（湖沼生態学）
発言依頼者	飯竹 泰助	霞ヶ浦問題協議会
	磯山 正子	麻生町家庭排水浄化推進協議会
	市村 和男	(社)土浦青年会議所
	奥井 登美子	霞ヶ浦市民協会
	方波見 和夫	きたうら広域漁業協同組合
	郡司 久	(財)霞ヶ浦水質浄化推進振興財団
	廣戸 京子	巴川探検隊連絡会議
参加依頼者	岩波 嶺雄	(株)常陽新聞新社
	植田 昌明	
	腰塚 昭温	
	沼澤 篤	茨城県 環境アドバイザー
	濱田 文男	湖岸住民の会
	前川 道博	東北芸術工科大学
	升 秀夫	筑波大学基礎医学系
	村山 昭一郎	土浦商工会会議所
	山根 幸美	
吉田 幸二	ワールドバスソサエティー	
行政	前村 良雄	国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所
	海野 富夫	茨城県企画部
	岡田 久司	茨城県生活環境部
	横田 雅良	独立行政法人 水資源機構 霞ヶ浦開発総合管理所

以下は主な議事

第1回～7回までの意見交換会の総括の説明

事務局：第1回～第7回までの意見交換会の開催概要、主な意見と行政の意見、今後の意見交換会の進め方についての説明を行う。

意見交換会の進め方は、2月14日に開催した話題提供者らによる事前会議での意見を参考に事務局の方で作成したものである旨、説明を行う。

座長：これについては、後ほど議論することにしたい。

参加依頼者の意見交換会についての感想

座長：まず、2月14日の事前会議に参加された方から、お話を伺いたい

飯竹：こういう意見交換会というのは過去になかった試みで、非常に喜んでいる。特にコーディネーターはよかった。ただ、それぞれの団体の活動内容の発表になりがちで、意見交換会と趣旨が違うとも思う。しかし、これら各種団体の活動の発表の場も持った方がよいのかとも感じた。

また、行政あるいは市民団体で様々な対策をとっているが、特にここ2年位、水質の透明度が悪くなってきており、今の対策で果たして再生できるのかと疑問を感じる。

磯山：立場の違う方の意見を聞いたことが非常によかった。しかし、結果的にはいつも堂々めぐりで、解決策が見つけれないのが問題と思う。例えば家庭から出る雑排水の浄化は、多くの方が理解しないと、何ら決定打が出ない。何か先の見える一步を踏み出せたらよいと思う。

市村：自分たちの考え以外の方々、団体、行政の方々の意見と、幅広く情報を得たというのが非常によかった。霞ヶ浦とその流域は、行政だけに任せるのではなく、市民、団体等が責任を持って、管理、保全に当たらなければいけない時代になってきている。その中で意見交換会は、情報共有という意味で良いことだと思う。これから大事なことは、同じ目的を持ち、お互いが自立し相互理解しながら進んでいくことであると思う。

岩波：行政から各回ともかなり分厚い資料が提供されたこと、各回とも会場が別であり様々な地域の方々の参加があったこと、参加者の顔ぶれが多彩であり、農・漁業の関係者も多く参加されたことが評価できる点として挙げられる。

改善すべき点としては、生態系と外来種、ゴミ問題といった各論の意見交換についてこの後どうするかという具体的話がなかったこと、専門家とのやりとりが少なかったことである。また、湖に係る全体的な議論、みんなで何をやるかというベクトルにかかわるような議論ができたかが疑問である。

この意見交換会が様々な立場の人の意見の調整の場として、どのように生かされればいいのか考える必要がある。

植田：改善すべき点は、意見交換会ではなく意見発表会になっているということである。この会は合意形成の場ではなく、市民と官との連携を保つ会議であり、それには手順、ルールをしっかりと作っていく必要がある。官は河川整備などの限定された目標で考えないほしい。また科学的・合理的に皆の意見がどの辺に向いて行っているのかを集約

していくことが必要である。私の提案しているPCMという方法を取り入れてみてはどうか。

奥井：霞ヶ浦の今までの歴史から見ると、今回の意見交換会は、市民と官との間の歴史的な変化になると思う。これからの期待する。また、行政は対立した意見を恐れないでやってほしい。この対立する意見が大事なのである。

今後の問題としては、飲料水源としての霞ヶ浦でのコイヘルペスウイルスの問題や、農薬を含めた内分泌攪乱物質の流入。我々はもっと大きな声を上げていかなければいけないと思う。この2つを押さえた施策を市民の声を基調に、対立を恐れず前へ進んで頂きたいと思う。

方波見：意見交換会は地域の意見を広く聞く新たな取り組みとして評価している。残念なのは意見交換会において、他人の発言を批判する発言が見受けられたこと。今後は、北浦、霞ヶ浦に対して自分たちが何ができるか、前向きな意見が活発に交わされることを希望する。今までの意見をもとに、どのように行動に移すかが今後重要だと考える。

また、常陸川逆水門の魚道の設置や、湖岸に前浜を整備することにより、衰退した獲る漁業の復興に努めていただくことを期待している。

湖を考えるには、机上だけでなく現地をよく確認し、地元の人々の意見を聞くことが重要である。

腰塚：住民と霞ヶ浦の利用者、行政の間で、オープンな話し合いの場ができたことは、高く評価されること。今後の継続を希望するものである。今後は、農業関係者のほか、工業関係者の参加に期待し、霞ヶ浦の水に関して共に議論していきたい。

意見交換会はまだテーマが広過ぎると感じる。意見の発表の場に終始し意見の交換が行われていない。テーマを絞ることによって意見交換がしやすくなると思う。

また、この意見交換会の開催地が霞ヶ浦周辺を移動し、北浦にも回ったということが高く評価する。今後も霞ヶ浦周辺を回り開催すること。

また、意見交換会の進行としては、今までのようにテーマを設定した時間と、霞ヶ浦について訴えたいこと、意見などを自由に発言できる時間の2部構成にすることを提案する。

沼澤：この意見交換会で初めて行政がリーダーシップ、イニシアチブをとって行ったことは評価できる。また交換会の合間に専門家を呼んだ勉強会を開催し、次のテーマに関して認識を深めることができた。

意見交換会の趣旨は、参加者の意見の食い違いを明らかにし、意見交換の中で何らかの着地点、合意形成を目指すことだと思う。その意味ですり合わせの場面がもう少し欲しかった。

また、我々は陸水学、湖沼学的な理解が足りないと感じる。今後は専門家による湖沼学的な解説があり、その上で我々が共通認識を深めていけば、河川整備計画の策定にも結びつくのかなと考える。

また、テーマが大きく焦点が絞りにくかったが、範囲を絞った具体的な(白濁、シラウオ、ワサカギの増殖、逆水門、消波施設の問題とか)テーマを設定すれば、お互い議論が

み合うと思う。その意味では年2回では若干足りない気もする。

濱田：この意見交換会は開催自体、意義があったことと高く評価する。ただ、今後は内容の充実度を高めるということが大事で、テーマを絞って、もっと深く突っ込んだことをしていくべきと思う。

また、霞ヶ浦の水を使う県西、県北、首都圏などの関係者の出席を求めるということも必要である。それから、経済産業界や砂利取りについても議論が必要である。市民あるいは市民団体間の討論、議論の場としてもこの場はふさわしいと思う。

廣戸：行政と住民が適切な話題の中話し合えたことは、効果的であった。しかし、小さなグループで本音で話し合い、その上で全体会での意見交換という形がより効果的であると考え。霞ヶ浦には流入河川の課題がたくさんある（例えば合併浄化槽、高度処理型浄化槽の未設置、公共下水道への未接続、調理くずや、食用廃油などの生活廃水等）。流入河川の上・中流では、霞ヶ浦が見えないということもあり理解が難しい。また、子供たちには、体験学習や環境教育という形で教育に組み込まれているが、実生活の中では改善されているのか。霞ヶ浦の周辺だけでなく流入河川の上流まで行って考えていくと必要である。

前川：今後の方向性として、具体的な“もの”に結びつくアクションプランを持って検討しないと、単に意見交換して終わってしまうことを危惧する。霞ヶ浦の問題では、水質浄化、環境保全という方に軸が置かれがちだが、他分野も深く関連性がある点、互いに理解しているのか。この意味で、まだ情報提供が基本的に足りないという認識である。

私からの提案は、一つは市民の側も行政の方も情報を出し合い、情報を共有していく。それを通じてそれぞれが主張し合う。ネット上でお互いが共存し合うのが一つの解決策になるのではないか。横断的な仕掛けとして、霞ヶ浦フォーラムという、河川事務所だけではなくて、もっと多軸的な形でのより横断的な意見交換の場、持続的に発展、存続し得る、そういう関係性の枠組みを提案したい。

升：意見交換会に参加できて大変によかった。ただ、今後の意見交換会では、参加者の意識を高めるため、ペットボトルに霞ヶ浦のおいしい水を詰めて参加者全員で飲みながら討議をしたい。

今後は、意見交換会の中での要望に対して、予算獲得を目指せるようなまとまりを持った結論を出していけると良い。お金が無いと解決しない問題は多々ある。市民一人一人の善意だけでは、霞ヶ浦というのは大きな問題を解決していくことができないのではないかと意見交換会で強く感じた。今後も意見交換会の継続をお願いしたい。

村山：私は、前川先生の提案のように、フレーム作りが大切であると思う。この交換会の参加者一人一人は非常にまじめに霞ヶ浦の問題と取り組んでいるが、そこで自分の意見を言うだけで済んでしまうのでは非常にもったいない。

この意見を参加者の周りに持ち帰っていただいて啓発していただく。専門的な意見を出して、30年後の霞ヶ浦を議論するのは、とても大事なことだと思う。でも、毎日使っているととても大事な水を、霞ヶ浦の水、命の水を次の世代にきれいな霞ヶ浦でバトンタッチできるように、この会を有効に使っていただければいいと思う。

山根：この会の出席すべきである霞ヶ浦浄化プロジェクトの方、霞ヶ浦導水事業にかかわる方、及び県の内水面試験場の方など参加も今後期待したい。

発表にとどまって、意見交換が行われていない。あるいは対立はどこにあるのか、ということを集約すべきである。参加者が批判に慣れていく、慣れながら、よく意見を聞き合って、次の意見をつくり上げていく、その上で、出てきたものの論点整理を司会の方でしていただき、それを次につなげていくという作業が必要である。その中で次のテーマ・課題が見えてくるのだろうと考える。

最後に、河川事務所に意見交換会が河川計画での位置づけの説明をしていただきたい。

吉田：大変勉強することが多くあった。ただ不足だったのは、個人、団体の活動がよくわからなく、意見を理解できなかった部分があった点である。

僕たちは霞ヶ浦に釣りに来て、そのお礼に霞ヶ浦の湖岸の清掃をしているが、会場の皆さんにも是非参加していただき、その場で意見交換していくと、よりすばらしい意見交換会になるのではと思う。

座長：私もこの1年半意見交換会におつき合いさせていただいて、正直、これはやることに意義がある、参加することに意義がある、というのがまず最初のワンステップであると思う。参加者の意見の幅、資料提供による説明の仕方など行政の勉強の意味もあるので、両方にとって、有益であった。

先ほどから、テーマが漠としている、何ができたのか、という話があったが、煮詰めるといって話ではないわけで、今、意見分布が大まかに見えるというのが今年の仕事だと考えられたわけである。この後、どうしていくかということが、大きな課題である。また、現在の社会的な意味で霞ヶ浦を考えた場合には、その関係者となると、茨城県民だけではならず、県北、県西も千葉も東京も関係してくるというような形になって、全部のことを考え、それを一つにまとめるには、どの辺で手を打っていくかということも智慧を使っていかなければならない。

(休憩)

意見のまとめについて

座長：資料 - 5 に意見を取りまとめているが、何かご意見があったら発言願いたい。

植田：資料5の行政の意見の水位低下をしておく試験を行うとあるが、この試験は、単なる試験であって、これまでの意見交換会を踏まえた中で、市民の参加との関連などにより、それに変更があるのか、ないのか、今後どう反映し展開されていくのか、説明願いたい。

座長：事務所長の回答をお願いしたい。

所長：試験はまだ実施していない。行政としては関係者の方々に説明している状況である。これについて、また最後に時間をとって説明したい。

座長：河川整備計画と意見交換会との関連について山根さんの質問もお答え願いたい。

所長：利根川水系の河川整備基本方針、各河川の整備計画を立てるという中に、公聴会などを行って住民意見を聞くことが河川法の中に位置づけられている。今は、整備計画を検討していく前段として、こういった意見交換会を通じて、地域の皆様方が霞ヶ浦に対して

どういう夢をお持ちで、どういうふうになってほしい等を意見交換し、整備プランの中に生かされるものは生かしていきたい。

座長：要するに、河川整備計画自体はまだないわけで、これからつくっていく。作業の中には、住民の意見を聞くということがあるが、事務所側も住民側もそれをどうやって話し合いをしていくかということに必ずしも慣れていない。30年先の霞ヶ浦を考えるということをやっていく前に、直接的に河川整備計画に関係していると事務的にはいえないが、事務所も住民側も瀬踏みをしているというのが現在の意見交換会だろうと考えられるわけです。

また、最終的に今までの意見交換会の資料を全部まとめるつもりはあるのか。

所長：第1回から第8回までの意見交換会の資料をとりまとめ、皆様方にご提供していきたい。

座長：それまでに部分的な修正等は可能と考えてよいか。

所長：修正については、平成16年3月末日までをお願いしたい。

座長：では、そういうことでこれはまとめていくことにさせていただく。

平成16年度の意見交換会の進め方

座長：意見交換会の平成16年度のやり方は、事務局提案として、霞ヶ浦意見交換会なるものは2回、テーマは公募して絞って、専門家も入れて、もう少し具体的な話を今度はしていく。そのほかふれあい巡視2回の話は新しいので、事務局から説明を願いたい。

所長：私はテーマを小さく絞りすぎると、専門的になり過ぎて、かえって参加される方が少なくなってしまうのではという懸念がある。16年度のテーマアンケートに記入していただくとともに、平成16年3月31日までホームページ上でも募集し関心の高さを参考に選定する。意見交換会の当日は、テーマに該当する講師からまず情報提供をしていただき、参加していただいた方にも情報提供いただいた後、意見交換をするというスタイルとして年2回程度やりたい。

また、霞ヶ浦意見交換会とは別に現地を歩きながら、現地で意見交換する会（ふれあい巡視）を2回程度開催したい。

座長：会場の方からご意見をいただきたい。

宮本：霞ヶ浦町の宮本です。霞ヶ浦では浄化が重要であり、現在、危機的なところまで追い込まれている。九州のシャボン玉石けんメーカーとEMが提携して、沖縄県の比嘉農学博士が開発したEMの石けんが新発売になった。これは、使えば使うほど霞ヶ浦はきれいになる。

座長：他に意見はありますか。

真山：土浦市の真山です。当初、この意見交換会が始まる時に、意見の集約を専門の委員会等を立ち上げて、そこで検討するという考えもあった。これに基づいて、これだけの集約されたものを精査するような機関である専門の委員会を立ち上げるような予定があるのか。そして、そこで精査されたものが、また住民の方にどのようにフィードバックしてくるか、お伺いしたい。

座長：霞ヶ浦意見交換会は、国交省が主催ではありますが、水機構と県も共催であります。ということは、霞ヶ浦全体のことは、行政側としては、全体としての調整が必要になって

くる。そのあたりで、国交省だけで何かやってくれても困るところもあって、とりえず国交省に係わる範囲に限定しても、真山さん、よろしいですか。

真山：今のところ、主幹されている国交省の範囲で結構である。

座長：では、そういう範囲で説明願います。

所長：河川整備計画をやっていく上では、学識者を中心とする流域懇談会を立ち上げて、16年度以降やらなければいけないと思っている。その中で、意見交換会において地域の方からどんな意見が出ているかを把握し、将来の20～30年を見据えた河川整備計画のプランづくりを行う作業を今後していくことになる。

座長：河川事務所としては、利根本川の動きと整合性を持った形で、霞ヶ浦としての河川整備計画をつくっていくための委員会の設置その他の準備は、恐らく平成16年度中になされるところと考えられる。県の動きとしては、センターの骨子が恐らく平成16年度中に固まる。その中には調査研究、広報以外にも、住民と行政の接点としての働きも予想されるが、その辺の見通しを、岡田課長、何か教えていただけるか。

岡田：霞ヶ浦環境センターは17年度のオープンを目指し準備を進めており、工事も始まっている。同センターは、技術開発を含む調査研究部門、環境学習部門、情報提供部門、市民との連携促進部門の4つの機能を持っている。調査研究の関係については、公害技術センターの水部門、大気部門と化学物質部門を移管していきたい。次に環境教育で800㎡ほどの展示室を設け、そこで湖とともに生きるというテーマで、霞ヶ浦を中心にした茨城の水環境というものを展示をしていきたい。その展示を使って環境教育を行うことを考えている。情報については、そこに行けば霞ヶ浦の情報がわかるというような形にしていきたい。市民との連携促進部門では、2階に市民に自由に使っていただく交流サロンを設け、市民の様々な活動に資する場所を提供していきたいと思っている。また今月末に市民の皆さんに向け、霞ヶ浦環境センターの概要を説明する説明会を開催したいと思っており、3月27日土曜日、霞ヶ浦町の「あじさい館」でやる予定なので、多くの方にご参加いただき、ご意見をいただきたいと思っている。

座長：ありがとうございます。次の意見をどうぞ。

石：取手市から参加しました石です。極めて初歩的なことですが、水位、生態系、水質、産業・観光などについて、「行政の意見」とあるが、この一つ一つの意見に対してどの行政が対応しているかというのがはっきり見えてこない。整備プランというのはどこが立てるのか。県が霞ヶ浦ということで管轄しているのか、その辺がよくわからないので、意見に対する対応の答えもあいまいな感じがする。

所長：パワーポイントで説明したい。

河川整備計画（平成9年河川法改正）の説明

（所長：パワーポイントを用いて河川整備計画について説明を行う。）

座長：要するに、行政とはまず川を管理する国、その代表で霞ヶ浦では河川事務所。それから、霞ヶ浦では水を使う方のことを管理している水機構。霞ヶ浦の周りの管理は県となっている。したがって、ここでは三者、県と水機構と国交省が来ているわけである。次に市町村は行政的には県の下にあり、これとは別に首長や市町村自体の横の連携もあり、連

絡協議会などをやっている方もいるわけである。このように非常に多層的、重層的な組織で動いていること、簡単に小回りがきく形でないということを理解していただきたい。また、事務局は会議形式の意見交換会を2回やろうとっているが、一方、皆さん方はそれでは足りないという話もある。実は、行政は意見を聞くという態度はできるが、住民にこういわれたら、こうやる、という答えを直接出すことはできない。つまり、住民は不特定多数であり、住民の代表は首長であり、茨城県なら県知事であるので、県知事の意見を聞くなり、市町村の問題であれば、町長や市長の意見が住民を代表していることに建前上なっている。行政は、住民のベクトルを参考にはできるが、そのベクトルに引きずられるという態度は建前上はとれない。しかし、圧力ではないが、非常に高度で良好な緊張関係を築くことはできる。今、ここにおられる方は、いろいろな立場、いろいろな組織があり、それに個々に対応することは組織的に難しい問題があるので、できれば、それぞれの立場を捨てろという意味ではなく、前川さんのお話であった霞ヶ浦フォーラムのようなものを考える。例えば荒川は、秩父の山奥から東京の下町を流れ、上流、下流、田舎とまち、いろんな利害、関係がごちゃごちゃしているが、そこでもやはり様々なことを行わなければならない、あそこでは荒川学会というものをつくり、上から下までの連絡網をつくって、行政と対応している。これは意見をまとめるものではなく、全体の連絡や、団体と団体との関係や活動を知るなどのことも行っている。霞ヶ浦も非常に流域は広く、みんなが直接顔を見てやるのは難しいので、来年度は意見交換会を2回を行うと同時に、ネット上のシステムといった何かよい考えがあれば承り、そうしたものの組織化、システムづくりが可能かということを検討する年度にできればと思う。これについては、住民が行っているところに役所が趣旨に賛同しているいろいろ協力する、というような形が望ましいと考えている。お集まりの方々にそのような相談もし、来年度、河川整備計画や霞ヶ浦センターの活動との連携など、より進んだ21世紀型を目指すことで、今後、お互いに働いていきたいと思う。また、次回以降、そういう機会をつくりたいと思うので、2回ということでもまとめさせていただきたい。よろしいか。
(会場から拍手)

座長: 不満足なことは重々承知であるが、こういうことは一步一步行くことが大事であるので、よろしく願いしたい。その一歩に関連し、先ほどからゴミ問題も出されていたので、その実践的なプランの説明を、所長、お願いします。

ゴミ問題とその取り組み等の説明

所長: パワーポイントを用いて霞ヶ浦水源パトロール隊、生活排水処理普及率、不法投棄されたゴミの実態等について説明を行う。

所長: 捨てない、捨てさせない、見つけたら拾う、ということを合言葉に、地域の皆さんで活動できる組織を今後、具体化していけないかと素案として提案させていただいた。皆さんの忌憚のないご意見をいただければと思う。

座長: 皆さんにもご意見を公開していただきたいが、時間が迫ってきている。所長からの説明について、行うならば我々も応分の協力をしよう、とお考えいただける方がおりましたら拍手をお願いしたい。

(会場から拍手)

ということなので、それぞれ経験をお持ちの方の意見も承り、実行可能な無理のないシステムを立ち上げるよう、所長、お願いします。

それから、先ほど、水位その他の話もあるとのこと、ここでお願いしたい。

緊急保全対策評価検討会の説明

(所長：パワーポイントを用いて霞ヶ浦緊急保全対策評価検討会についての説明を行う。)

所長：平成 12、13 年度に実施した霞ヶ浦湖岸植生帯の緊急保全対策について、モニタリング結果に基づく評価と、今後のあり方を検討することを目的に、学識者で構成される霞ヶ浦湖岸植生帯の緊急保全対策評価検討会を平成 15 年 10 月 20 日に立ち上げ、第 2 回を平成 16 年 2 月 24 日に開催した。主な議事としては、2 年間のモニタリング調査結果、次年度のモニタリング計画などについて議論していただいた。

水位運用試験の説明

所長：水位運用試験とは、霞ヶ浦の水利用と水辺環境との共存を模索するために行うもので、2 月から 5 月までのある時期の短期間に降雨も含めた自然状況を勘案しながら、Y.P.+1.3 を確保することを目標とし、それ以外の期間については、水位低下させておく試験を行いたいと考えている旨、パワーポイントを用いて説明する。

座長：これは前回も話されたのでご承知だと思うが、こういう形だということでご理解いただいて。

次回の意見交換会の開催予定をお話しいただきたい。

所長：このような意見交換会は年 2 回。時期は、平成 15 年度のデータが揃い、皆様に提供できる 7 月下旬から 8 月頃にかけてということになる。また、2 回目として、年度末を考えている。その間現地を歩きながらの意見交換(ふれあい巡視)を行いたいと考えている。今日、話題提供者から多くの貴重な意見をいただいたので、事務局としても意見交換会のやり方を検討した上で、次回、一步進んだ意見交換会にしていければと考えている。よろしくご理解をいただければと思う。

座長：来年度はこのような会議を 2 回、現地でやることを 2 回の合計 4 回でご理解いただいたものとする。とりあえず本年度の会はここまでとさせていただく。ありがとうございました。

(会場から拍手)

閉会の挨拶

所長：活発な意見交換会、ありがとうございました。霞ヶ浦意見交換会は新たなステップへと進んでいくものとなったが、先ほど前田座長からの提案があり、1 回から 8 回までの議事要旨と意見交換会の資料は、事務局で取りまとめ、成果物として第 9 回の意見交換会のときに会場参加者の皆様に配布したいと考えている。

また、これまでいただいた意見、提案は、日々の霞ヶ浦の管理や霞ヶ浦の今後のプランづくりに有意義に活用して行きたいと思う。皆様方には、第 1 回から今日まで、長期間

にわたり、さまざまな角度からご意見、ご提案をいただき、まことにありがとうございました。今後とも皆様方の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げて、中間の締めとさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

(会場から拍手)

司会：大変長い間、意見交換お疲れ様でした。お手元のテーマシートのアンケート用紙は、会場に据えつけの回収箱に入れるか、3月末までに河川事務所まで送付して頂きたい。また、この場におられない方からのテーマ募集は、ホームページ上で同じく3月末まで受け付けるようにしたい。

次回、第9回の意見交換会の開催日程については、同じく新聞、ホームページ等を通じてご案内させていただきたい。

それでは、以上で第8回の霞ヶ浦意見交換会を閉会する。

本日は大変お忙しい中お疲れ様でした。

(会場から拍手)

注：本稿は、第8回霞ヶ浦意見交換会における意見交換の内容を要旨としてとりまとめたものです。

詳細な意見交換の内容が必要な方は、意見交換会事務局まで連絡を頂ければ速記録を公開いたします。

第8回霞ヶ浦意見交換会・テーマ回答集計結果

会場やFAXにより寄せられた意見の総数は66件でした。

意見を項目別に分けると、水環境に関する項目が24件、住民活動に関する項目が12件、産業に関する項目が8件、生態系に関する項目が6件、その他の項目が16件となりました。

第8回霞ヶ浦意見交換会・テーマ回答集計

テーマ回答件数 66件 (計37名による回答)

大分類	分類	テーマ回答	取り上げたい理由
水環境 (24)	水質 (12)	水質	誰が何をどうすれば改善されるのか、具体的にめられればと思う。
		水質と産業観光	人が集まり、産業観光が多くなると自然と水質が悪くなり、ゴミ等も増える。水質保全と観光を考えてみては。
		水質浄化	飲料水、濁りの問題、KHVなど重要
		水質	住民参加型の水質改善への取り組みに興味あるから。
		霞ヶ浦の浄化能力の復元(逆水門の運用)	逆水門を8門全開にすると塩分が上がりすぎるが、1、2門開けるとちょうど良い干潟ができて、砂浜が復元し、植生が回復してくる。水の浄化能力がしだいに上がってくる。
		水質改善	1.家庭・事業所の雑排水の道路側溝への放流の排除の徹底(道路管理者の責任)他の部門の非難、要求よりもまず自分の改善が先決。2.水田を利用した水質浄化の促進(田淵先生の理論の発展)
		水質	水質の浄化対策をどの様にしたら良いか。
		水質改善に向けて住民として出来ること	各市民団体等ではなく、一般の人たちのモラルの改善をしなければ、水質改善はなされない。
		水質浄化	家庭からの排水が大きな問題と考えます。
		水質	白濁、赤潮など昨今の霞ヶ浦が変だ!
	水質(白濁) (2)	水質、EM石けんの推薦	湖水浄化
		菱木川へEM活性液投入。(水が温む頃)	水質浄化
	水道水 (5)	白濁について	現状と分析: 予測されていること 水利用(水道水源)としての考え方
		霞ヶ浦透明度低下と白濁について	-
海水の淡化とより安全な水源		上水道用に淡水を使用すれば、浄化後の水は霞ヶ浦に流入する水量の増加となる。	
上水道用水を霞ヶ浦水から河川水へ 将来にむけて水道水として使用する技術的問題の可能性 安全な飲料水		安全な水道水を81万人へ配水するために。	
砂浜 (2)	砂浜・再生について	-	
	霞ヶ浦での砂浜造成について	導水事業は当面、上水確保の目的で那珂川の水を一時的に利用する。上水として利用したあとは、最終的には霞ヶ浦に流れ込むため、直接霞ヶ浦に導水して、その後上水として霞ヶ浦から取水するよりも有効に使える。	
水環境	水環境について	今の急速濾過から緩速濾過にした場合その他の試みで安心安全な水が確保できるのか。市民を交えて検討会を。	
コイヘルベス	コイヘルベスについて	情報の共有と合意形成が必要な為"砂浜"から見えてくるものが多い為。	
底泥浚渫	霞ヶ浦の堆積ヘドロ浚渫事業の効果について	現状と分析: 予測されていること 水利用(水道水源)としての考え方	
住民活動 (12)	環境教育・住民参加 (8)	小中学校での環境教育の実態を知りたい	過日、新聞で茨大某教授の退官講演でヘドロ浚渫はマイナスに働くと云う記事を読みました。詳しい内容がなく、本音を知りたいと思います。学識者の反論を混じえて意見が聞きたい。
		環境再生プロジェクトを定着させる。(流域市民の意識改革の実践)	家庭や学校での環境教育が後々の効果がある。その必要性和実践校を知ることにより行為の拡大を図る。ごみ処理、家庭排水の有り方を身につけさせたい。
		環境教育・住民参加	流域の市民に環境負荷の罪悪感の認識をさせるために具体的かつ効果的行動を皆で模索する。
		環境教育・住民参加	環境教育を受けた人でなければ住民参加が出きないような風評になっているが、それがまちがっている、との教育をしてほしい。
		水質汚染防止意識の地域住民へのPR	行政とNPO等との連携のあり方に興味あるから。
		住民参加	環境改善のための大清掃会等について行政(市町村)や学校が町内会・子供会等を通じてのPR・参加による水質浄化の必要性の徹底を図る。
	情報共有 (4)	環境教育・住民参加	ゴミ拾いをしよう!
		順応管理とモニターに関する市民参加のあり方について	霞ヶ浦は自然再生・回復の段階にある。この指針を得るためには1.科学的な証明2.合理的なデータ3.市民の協力がいる。これらのあり方を方向づける。
		情報公開による環境再生	霞ヶ浦の環境負荷の原因を公開し、その原因者と討論する。
		情報共有の進め方とルール	認識情報のベースを今後とも一致させることが大事。白濁、透明度の低下は原因が解明されてからとすべき。科学的に未解明の項目を議論するのではなく、その後の世界(対応方針、協力体制、目標etc)を議論すべき。
産業 (8)	農業 (3)	農業について	第一の理由は「水情報国土」の説明責任です。WebGIS、古い写真等が国と地域社会との間でどのように共有され、今後の河川行政に活かされるかを考えることが21世紀にふさわしいフレーム作りとなります。
		流域農業の現状、湖への負荷 地場産業を豊かにするためには!	農業に直接従事している人の話が聞きたい。
	漁業 (2)	霞ヶ浦における漁業(と他産業)	ぜひ必要。農業県「いばらき」として科学的な分析を。農業(水田耕作)に対して、目を向けて欲しい!農業後継者たちの『地産地消』に力を入れていることは...『水質浄化』に繋がる方策...住民の意識の高揚にもなる。
		流域の住民の霞ヶ浦漁業の評価	漁業をどう支えるかが、緊急の課題である。
	産業・観光	産業・観光	流域にとって必要性の程度、住民はどう考える。こんなことはやられた集会がない。
観光	観光の内でも、湖岸開発	霞ヶ浦で水以外を利用した産業を作り出してほしい。	
鯉養殖	鯉養殖の今後について	他にほこれる霞ヶ浦になってもらうために何をやるかというのを仮定して行う。	
生態系 (6)	生態系 (2)	生態系	水質も含めて重要
		生態系	環境ホルモンの影響が不安である。(飲料水である)
	自然再生 (2)	霞ヶ浦における自然再生	霞ヶ浦は水、水の中の生きもの、魚、地域住民と魚のかかわり、水辺と景観、前浜。自然再生事業の推移を評価する必要がある。
外来種 水位	霞ヶ浦沿岸帯の自然再生に関するマスタープランの展開について	マスタープランが市民に明示されていない。1.100年後2.20~30年後3.当座の狙いである10~5年後のあり方についてマスタープランを試作する。	
	外来種対策について	霞ヶ浦・北浦の生態系に大きく影響を与える問題だから。	
その他 (16)	意見集約・合意形成 (2)	意見交換会における意見集約のあり方について	霞ヶ浦・北浦の生態系に大きく影響を与える問題だから。
		意見交換会におけるPCM手法の導入について	意見交換会での意見を集約する手法、手順などを水位、生態系などの課題別に検討する。実施可能な方策をまとめる。
	水郷筑波国定公園 (2)	水郷筑波国定公園	異なる市民参加での合意形成には、その過程でプロジェクトサイクルの評価をして、異なる意見の位置づけを明示する必要がある。問題解決のための学習である。
		水郷筑波国定公園と霞ヶ浦	新しく妙岐の鼻と和田浦が水郷筑波国定公園に指定されている。これを機会に意見交換して欲しい。
	事業評価	行政の事業評価(水門、浚渫等)。市民側の活動評価、検討。	今年の秋、妙岐の鼻と浮島周辺が国定公園に追加される。国定公園を前面にだした霞ヶ浦のPR、国交省、環境省、茨城県、市町村の共同のPRは不可能か。
		沿川自治体の取り組み方(湖の浄化に対して)	-
	その他 (11)	水位・生態系・水質・産業観光	湖がきれいにならないため 問題の相互関係を考えるため、フレームワークづくり。どのテーマを話しても必ず他のテーマが話題になる。全体の関係性の議論r議論は必ず必要。
		霞ヶ浦流域に点在する神仏関係表からの霞ヶ浦に対する認識を聞く。 農業関係者、工業用水として利用している関係者の意見を多く取り入れる。	-
		ゴミ投棄監視員の権限と身分保障	現地視察をしながらの意見交換には開催前後全員でゴミひろいをする。
		行う必要なし	-
ソダ消波工の是非について		-	
霞ヶ浦と流入河川		生態系や自然、環境等の霞ヶ浦との関係	
国内外の湖沼周辺住民との交歓		世界各地での湖沼と人間生活の関わりを知るため	
"泳げる霞ヶ浦"とは何か		イメージの共有化と科学的理解の為他の様々のテーマと関連するよい課題と思います。	
環境目標とその検証方法の設立	湿地保全・再生と環境(水位・生態など過去7回であられた構成要因)を主体として、その整備水準等を実施可能なように提示する。		
高浜入りの自然を考える!	3/21(日)市民交流フォーラム...『高浜入り』について、特性をいかした地域づくりなど、もっと力を入れたものにとの要望が多くありました。		

分類の()は回答件数を示す

平成15年度の霞ヶ浦の水質概要

茨城県生活環境部霞ヶ浦対策課

【COD（化学的酸素要求量）の年間平均値】

全水域の平均値は14年度と同レベル。

水域別にみると、西浦は14年度を上回ったが、北浦は12年度に9.2mg/ℓを記録した以降、13年度からは減少傾向にあり、14年度に続き目標値を下回った。

常陸利根川については、12年度以降減少傾向にあり目標値を下回った。

(mg/ℓ)

水域／年度	8	9	10	11	12	13	14	15	H17目標
西 浦	8.9	8.6	7.6	7.7	7.6	7.7	7.3	7.5	7.2
北 浦	7.4	7.9	8.0	8.1	9.2	8.5	7.8	7.7	8.1
常陸利根川	8.0	8.5	8.6	7.4	8.3	8.2	7.8	7.2	7.3
全水域平均	8.3	8.4	7.9	7.7	8.1	8.0	7.5	7.5	7.4

【窒素の年間平均値】

全水域の平均値は14年度を若干下回った。

水域別では、西浦及び常陸利根川では前年度を下回ったものの、北浦で14年度を僅かに上回った。

(mg/ℓ)

水域／年度	8	9	10	11	12	13	14	15	H17目標
西 浦	0.91	0.89	1.3	0.93	1.0	0.89	0.96	0.95	0.93
北 浦	0.68	0.77	0.84	0.85	0.95	0.88	0.86	0.88	0.82
常陸利根川	0.73	0.86	0.94	0.81	0.95	0.87	0.97	0.84	0.82
全水域平均	0.80	0.85	1.1	0.88	0.99	0.88	0.93	0.91	0.87

【リンの年間平均値】

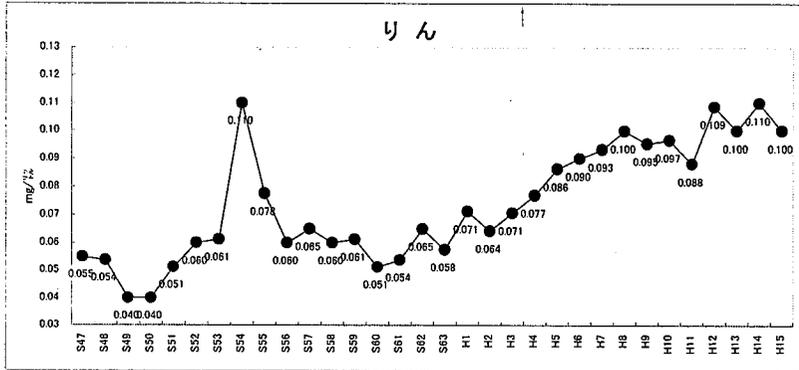
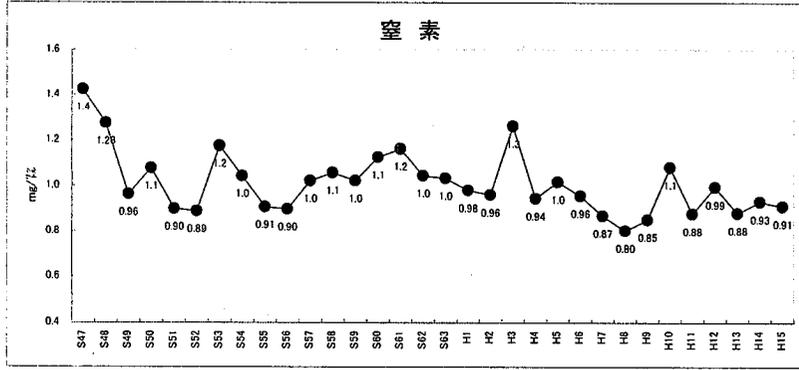
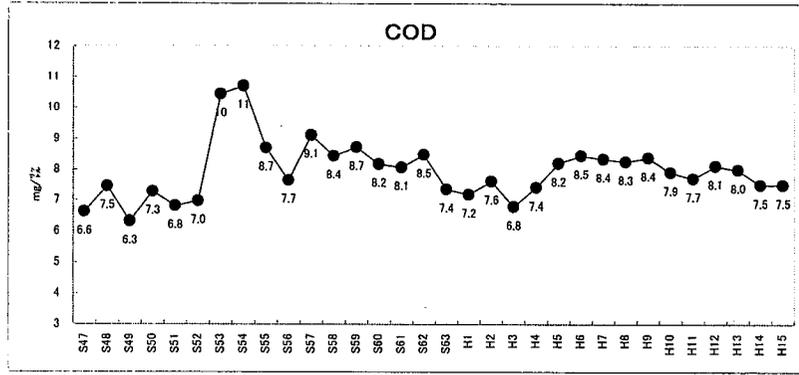
全水域の平均値は14年度を若干下回り、13年度と同レベル。

水域別では、西浦及び常陸利根川では前年度を下回った。一方、北浦では14年度を上回ったものの目標はクリアしている。

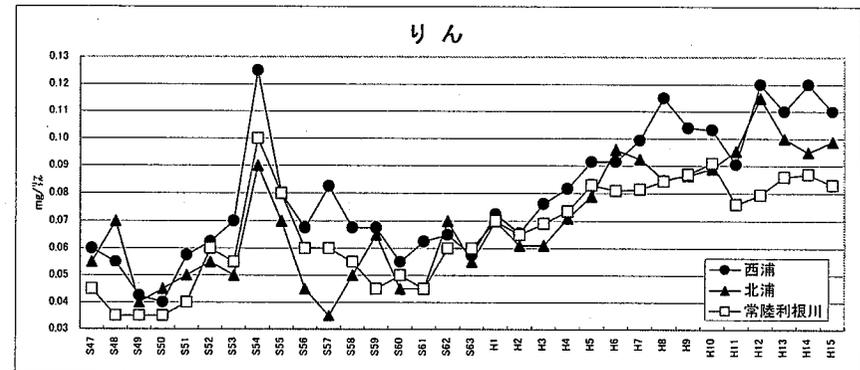
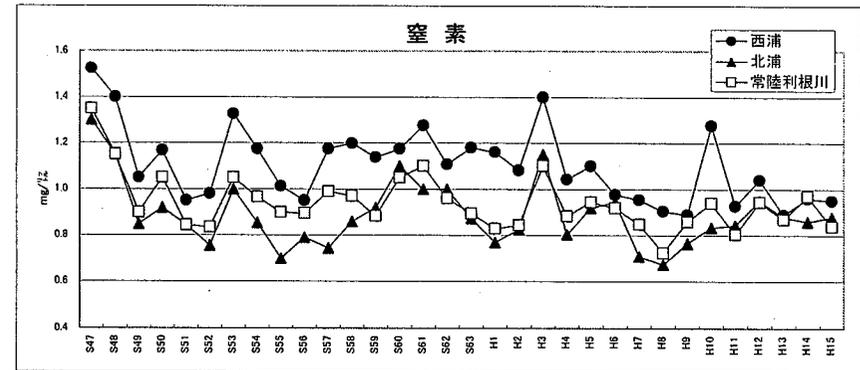
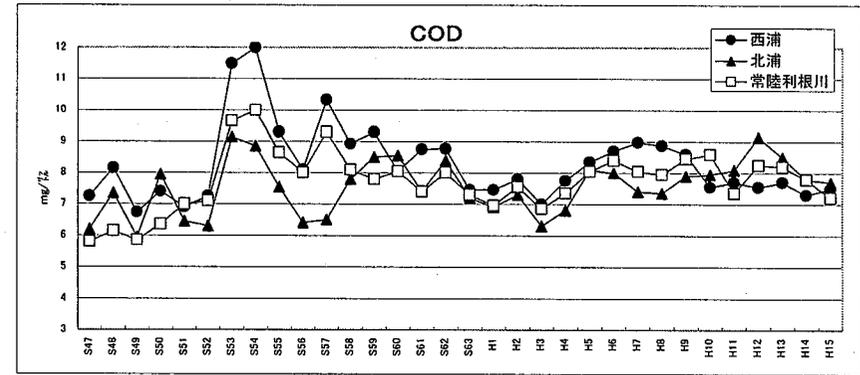
(mg/ℓ)

水域／年度	8	9	10	11	12	13	14	15	H17目標
西 浦	0.12	0.10	0.10	0.091	0.12	0.11	0.12	0.11	0.099
北 浦	0.085	0.087	0.089	0.096	0.12	0.10	0.095	0.099	0.099
常陸利根川	0.085	0.087	0.091	0.076	0.080	0.086	0.087	0.083	0.072
全水域平均	0.10	0.095	0.097	0.088	0.11	0.10	0.11	0.10	0.092

湖内水質の経年変化(全水域平均)



湖内水質の経年変化(水域ごと)



第9回霞ヶ浦意見交換会資料；平成16年10月3日

霞ヶ浦における水質改善に向けて

田 淵 俊 雄

1. 3期15年にわたる湖沼水質保全計画の実施

水質はほぼ横ばいで改善は不十分（図1、表1）。

2. 第4期霞ヶ浦水質保全計画の内容（資料；本文）

目標水質濃度は前期よりも高く（表1）、排出負荷量の削減率はわずか数%（表2）。若干の新しい対策が盛られた。

{高度処理付き合併浄化槽普及、小規模事業場への規制、既設事業場排水基準の修正、畜産での適正管理の法規制と記帳、漁獲によるNP回収、保安林拡大など}

3. 第4期計画における問題点（資料；審議会答申付帯文書）

環境審議会が意見表明；不十分な目標水質と計画達成への危惧

- 1) 計画の完全実施
- 2) 下水道、高度処理合併浄化槽の普及、単独処理浄化槽全廃
- 3) 重要課題の検討；費用対効果、湖沼生態系と水質、流域管理など
- 4) 広報、ネットワーク、協議会、霞ヶ浦環境センター設立

4. 第4期計画の内容上の課題（私見）

1) 生活系、工場・事業場系、畜産系、多肥畑地・樹園地系、養殖系などの汚濁負荷

それぞれに大きな課題あり。早急に対処する必要がある。

- *下水道が整備されているのに生活系の窒素負荷が減少しない；浄化槽増大
- *河川の窒素・リン濃度が低下しない；何らかの新たな負荷増大
- *北浦河川窒素濃度が上昇中；家畜糞尿の処理が未改善か？
- *環境基準を超える硝酸性窒素濃度；家畜糞尿とともに多肥地域の施肥対策が必要
- *霞ヶ浦リン濃度が上昇中；漁獲減少、養殖負荷、下水道処理水など

2) 森林、湿地・水田、河岸・湖岸・湖内生態系、漁獲などの浄化機能

それぞれの浄化機能の衰退、消滅。維持、回復と調査研究が必要。

- *決定的な森林不足；湖沼にとって基本的な清浄水（森林希釈水）不足
- *水田窒素除去機能低下；休耕田の増大による湛水域の減少
- *護岸、浚渫の生態系と水質への影響；前浜、植生帯、底泥、底生生物、魚類など
- *リンとSS、クロロフィルaの異常性；巻上がり、沈降と溶出、プランクトン
- *霞ヶ浦生態系の総合研究の必要性；不明確な湖内現象の解明

5. 第4期計画作成上の課題（私見）

霞ヶ浦行政が国、県、市町村に分離。水質保全計画の作成主体と事業主体不一致。

計画作成への専門家の参加体制の整備。

研究不足、特に「霞ヶ浦生態系、底泥」関連。

「霞ヶ浦予算」の充実、霞ヶ浦水源林基金の創設へ、研究助成流域管理；全域から河川流域、市町村単位の計画へ。

パートナーシップの発揮、組織化；協議会、霞ヶ浦環境センターの役割

配布資料；「第4期霞ヶ浦水質保全計画」、「環境審議会答申付帯文書」

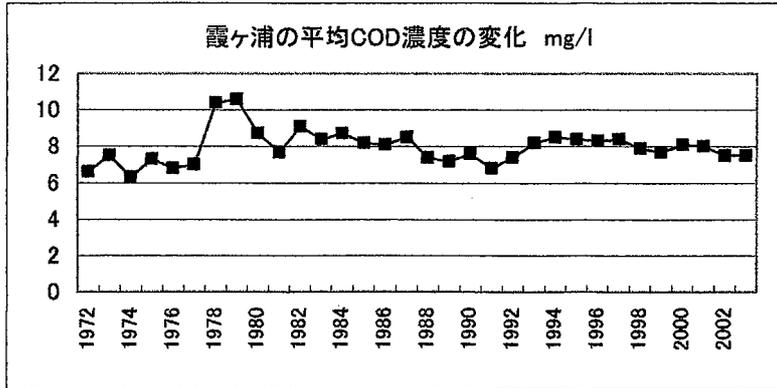


表1 霞ヶ浦水質保全計画の目標水質と実績値(全水域平均水質)mg/l

	1 期		2 期		3 期		4 期		
	S60	H2	H7	H12	H17	H17	H17	H17	
	測定値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
COD	8.2	6.8	7.6	6.1	8.4	7.4	8.1	7.4	
T-N			0.96	0.80	0.87	0.83	0.99	0.87	
T-P			0.064	0.051	0.093	0.085	0.11	0.092	

茨城県環境審議会資料より抜粋

表2 第4期計画排出負荷量

		kg/日							合計
		生活系	事業場系	畜産系	面源系	小計	湖面降雨	養殖	
COD	H12実績	7915	1319	3402	11193	23830	2608	1943	28381
	H17目標	6267	1319	3268	11310	22163	2608	1806	26577
	削減量	1648	0	134	-117	1667	0	137	1804
	削減率%	20.8	0.0	3.9	-1.0	7.0	0.0	7.1	6.4
窒素	H12実績	4000	488	2454	4241	11184	1339	765	13288
	H17目標	4057	488	1832	3713	10091	1339	703	12133
	削減量	-57	0	622	528	1093	0	62	1155
	削減率%	-1.4	0.0	25.3	12.5	9.8	0.0	8.1	8.7
リン	H12実績	383.2	49.9	41.8	159.1	634	63.8	168.6	866.4
	H17目標	369.3	49.9	41.6	142.6	603	63.8	154.3	821.1
	削減量	13.9	0	0.2	16.5	31	0	14.3	45.3
	削減率%	3.6	0.0	0.5	10.4	4.9	0.0	8.5	5.2

茨城県環境審議会資料より計算

表3 第4期霞ヶ浦水質保全計画に係わる事業と予定事業費

事業名	事業量	予定事業費
1 下水道	処理人口103.5千人増	1000億以上
2 しゅんせつ等の底泥対策	2,656千m ³	100~500億
3 霞ヶ浦導水	那珂導水路、利根導水路	同上
4 農業集落排水施設整備	処理人口19.7千人増	同上
5 廃棄物処理施設整備	5施設	同上
6 し尿処理場施設整備補助	3カ所	同上
7 ヨシ、マコモ等水生植物帯の造成	消波施設、アサザ、浮き植生帯	10~50億
8 霞ヶ浦環境センター設立		同上
9 合併処理浄化槽設置費補助	処理人口23.6千人増	同上
10 畜産環境保全施設整備	227施設	同上
11 ウエットランド	2カ所	2~10億
12 地域用水環境整備	2カ所	同上
13 大規模漁場保全	植生植物帯29,243m ³	同上
14 河川環境整備	3河川	同上
15 水質保全対策	農業用水浄化2地区	同上
16 堤脚水路浄化	3カ所	同上
17 湿地再生	1カ所	同上
18 霞ヶ浦にやさしい農業対策	施肥田植機、溶出抑制肥料	同上
19 水質監視測定	60カ所	同上
20 霞ヶ浦「百万人の湖」推進	浄化活動、意識の向上、学校教育	同上

霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画

平成 14 年 3 月

茨城県・栃木県・千葉県

霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画

1 水質保全に関する方針

茨城県、栃木県及び千葉県の一部を流域とする霞ヶ浦は、首都圏における水資源の安定的な確保に重要な役割を果たしているほか、豊かな水産資源を育み、水郷筑波国定公園の一部として良好な景観を構成するなど、古来から人々に多様な恵沢をもたらしてきたかけがえのない貴重な資産である。

しかし、昭和40年代後半から、流域における人口増や生活様式の多様化、産業活動の進展などに伴い水質汚濁が進行したため、茨城県では、茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例に基づく霞ヶ浦富栄養化防止基本計画及び湖沼水質保全特別措置法に基づく霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画を策定し、これらの計画を有機的に機能させながら、富栄養化の防止を基本として、下水道の整備等の水質保全事業や、工場・事業場に対する規制等の措置を総合的かつ計画的に推進してきた。

第3期の湖沼水質保全計画は平成12年度をもって終了したが、この間に北浦で水質汚濁の進行が見られ、水質目標は達成できなかった。その原因としては、汚濁負荷量の削減が計画どおりに進まなかったことに加え、水産資源の減少による湖外へ持ち出される窒素及び磷の減少、湖内の植生帯の減少に伴う自然の持つ浄化機能の減少、湖内の化学的酸素要求量（COD）のうち難分解性有機物の蓄積などに起因するCOD値の押し上げなどが挙げられる。

一方、茨城県では、平成9年度に科学技術庁の事業採択を受けた地域結集型共同研究事業「霞ヶ浦水質浄化プロジェクト」において、水環境の修復技術とベンチャービジネス産業の創出に向けた産学官による共同研究を行っている。また、そこで培われてきた水環境の修復技術等の研究に関する人的・組織的ネットワークを引き継ぐとともに、第6回世界湖沼会議での霞ヶ浦宣言の精神を活かし、地域COE（地域における知識・技術の集積、拠点）となる「霞ヶ浦環境センター（仮称）」の整備を進めている。

茨城県、栃木県及び千葉県の3県は、霞ヶ浦水質浄化プロジェクトの成果を踏まえ、流域管理の考え方を取り入れ、かつ、生態系に配慮しつつ、なお一層の水質浄化対策を推進する観点に立って、霞ヶ浦（西浦）や北浦の流域特性に応じた各種の水質保全に資する事項を定め、関係機関及び関係者の幅広い合意と協力の下でそれらの水質保全対策を強力に推進していくこととして、この計画を策定する。

(1) 計画期間

計画期間は、平成13年度から平成17年度までの5年間とする。

(2) 水質目標

最終的には水質環境基準（COD 3mg/ℓ以下）の達成を展望し、中期的には昭和40年代前半の水質（COD 5mg/ℓ）を目途に、多くの県民がふれあい、親しみを感ぜられる霞ヶ浦をめざす。

このため、以下に掲げる水質保全対策を総合的かつ計画的に推進する。

これにより、平成17年度の水質目標を次表のとおりとする。

<水質目標>

(単位：mg/ℓ)

	水 域	現 状		平成17年度	
		平成12年度	過去3年 平均値	施策を講じな い場合	施策を講じた 場合
化学的酸素 要 求 量 (COD) <75%値>	霞ヶ浦(西浦)	8.9 (7.6)	8.7 (7.6)	8.7 (7.8)	8.0 (7.2)
	北 浦	9.5 (9.2)	8.9 (8.4)	9.1 (8.8)	8.3 (8.1)
	常陸利根川	8.8 (8.3)	8.5 (8.1)	8.5 (8.0)	7.8 (7.3)
	全水域の平均	— (8.1)	— (7.9)	— (8.1)	— (7.4)
全 窒 素 <年平均値>	霞ヶ浦(西浦)	1.0	1.1	1.0	0.93
	北 浦	0.95	0.88	0.87	0.82
	常陸利根川	0.95	0.90	0.91	0.82
	全水域の平均	(0.99)	(0.99)	(0.95)	(0.87)
全 燐 ^{りん} <年平均値>	霞ヶ浦(西浦)	0.12	0.10	0.10	0.099
	北 浦	0.12	0.10	0.10	0.099
	常陸利根川	0.080	0.082	0.077	0.072
	全水域の平均	(0.11)	(0.098)	(0.097)	(0.092)

(注) () 書は、各水域又は全水域における各環境基準点の年平均値を平均した値であり、参考値である。

2 水質保全に資する事業

生活排水対策として、下水道の整備を促進するほか、地域の実情に応じ、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等各種生活排水処理施設の整備を推進するとともに、生活排水処理の高度化にも努める。

また、家畜排せつ物処理施設及び廃棄物処理施設の整備、湖沼及び流入河川等の浄化対策を進めるとともに、多様な生態系の保全・回復とそれらの持つ自然浄化機能を活用した浄化対策を推進する。

(1) 下水道の整備

指定地域内における下水道の整備は、霞ヶ浦湖北等の流域下水道及びこれらの関連公共下水道、単独公共下水道等により、平成12年度末までに22市町村において供用開始(37市町村において事業着手)しており、整備人口は438.4千人、指定地域内の普及率は46%である。

今後、次表のとおりその整備を進める。

また、現在、霞ヶ浦水域に処理水を放流している流域下水道、単独公共下水道等において、引き続き窒素及び燐^{りん}の除去を目的とした高度処理施設を整備するとともに、より一層の高度処理技術の開発に努める。

さらに、土浦市において、合流式下水道の改善を行う。

下水道整備計画

年 度	指定地域内 行政人口	指定地域内 整備人口	指定地域内 普及率
現 状 (平成12年度)	962.1千人	438.4千人 (220.1) <220.1> 《220.1》 【220.1】	46%
平成17年度	1,025.6千人	541.9千人 (284.7) <284.7> 《284.7》 【284.7】	53%

* () 書は、系内放流分である。

* < > 書は、CODについての高度処理（内数）

* 《 》 書は、窒素についての高度処理（内数）

* 【 】 書は、^{りん}燐についての高度処理（内数）

* 系外放流されるものについては高度処理（内数）として計上していない。

(2) その他の生活排水処理施設の整備

① 農業集落排水施設の整備

指定地域内における農業集落排水施設の整備状況は、平成12年度末において、供用人口で49.5千人である。

今後も、農業集落排水施設の整備を推進し、計画期間内に次表のとおり整備する。また、高度処理能力を備えた処理施設の整備を進める。

農業集落排水施設整備計画

年 度	農業集落排水施設
現 状 (平成12年度)	49.5千人 <49.3> 《48.6》 【48.6】
平成17年度	69.2千人 <69.0> 《68.3》 【68.3】
新 増 設	19.7千人 <19.7> 《19.7》 【19.7】
事業主体	茨城県内の市町村

- * 〈 〉書は、CODについての高度処理（内数）
- * 《 》書は、窒素についての高度処理（内数）
- * 【 】書は、^{りん} 燐についての高度処理（内数）

② 合併処理浄化槽等の整備

指定地域内における合併処理浄化槽の整備状況は、平成12年度末において、処理人口で57.1千人、し尿処理施設は、処理能力で1,293kℓ/日である。

今後も、引き続き、下水道及び農業集落排水施設の整備計画区域（ただし、下水道については、整備に7年以上の期間を要すると見込まれる区域を除く。）を除く地域において、次表のとおり合併処理浄化槽の普及促進を図る。

この場合において、生活排水対策重点地域に指定された市町村においては、窒素及び^{りん} 燐の除去について高度処理能力を有する合併処理浄化槽のより一層の普及を図り、生活排水対策重点地域に指定されていない市町村においては、その指定を受けるなど高度処理能力を有する合併処理浄化槽の普及に対する条件整備を進める。

併せて、既に設置されている単独処理浄化槽については、その全廃に努める。

また、必要な箇所について、高度処理能力を備えたし尿処理施設を次表のとおり更新する。

合併処理浄化槽等の整備計画

年 度	合併処理浄化槽		し尿処理施設
現 状 (平成12年度)	10,719基	57.1千人	20箇所1,293kℓ/日
		〈 0〉	〈761〉
		《0.1》	《761》
		【0.1】	【761】
平成17年度	16,719基	80.7千人	20箇所1,293kℓ/日
		〈0.7〉	〈741〉
		《0.8》	《741》
		【0.8】	【741】
新 増 設 又は 更 新	6,000基	23.6千人	3箇所 324kℓ/日
		〈0.7〉	〈224〉
		《0.7》	《224》
		【0.7】	【224】
事業主体	市町村、一部事務組合		

- * 〈 〉書は、CODについての高度処理（内数）
- * 《 》書は、窒素についての高度処理（内数）
- * 【 】書は、^{りん} 燐についての高度処理（内数）
- * 系外に放流されるし尿処理施設については高度処理(内数)として計上していない。

(3) 家畜排せつ物処理施設の整備

家畜排せつ物の野積みや素掘貯留などの不適切な管理を解消するため、平成16年10月末までに家畜排せつ物処理施設の整備を次表のとおり推進する。

家畜排せつ物処理施設整備計画

年 度	家畜排せつ物処理施設
現 状 (平成12年度)	379セット (うち北浦流域分 79セット)
平成17年度	606セット (うち北浦流域分166セット)
新 増 設	227セット (うち北浦流域分 87セット)
事業主体	茨城県内の市町村, 農業協同組合, 営農集団等

(4) 廃棄物処理施設の整備

ごみ等の不法投棄及び不適正処理による水質汚濁の防止を図るため、廃棄物処理施設を次表のとおり更新する。

廃棄物処理施設整備計画

年 度	一般廃棄物処理施設		
	ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	最終処分場
現 状 (平成12年度)	20施設 2,016t/日	16施設 538t/日	5施設 534千m3
平成17年度	17施設 2,193t/日	16施設 563t/日	5施設 534千m3
更 新 等	3施設(145t/日)を2施設(277t/日)に更新・統合 1施設(150t/日)を(240t/日)に増設 2施設(45t/日)を廃止	2施設(90t/日)を(115t/日)に増設	—
事業主体	茨城県内の市町村, 一部事務組合		

(5) 流入河川等の浄化対策

① 流入河川の直接浄化対策

国は、流入河川の河口部等において、ヨシ原等を利用した植生浄化施設の整備を推進するとともに、沈殿池を含む湿地帯を利用した降雨初期の汚濁負荷の削減対策を推進する。

また、茨城県は、清明川等の流入河川の水質浄化を図るため、レキや植生帯などの浄化機能を活用した直接浄化施設等の整備を引き続き推進する。

さらに、土浦市は、ホテイアオイを活用した流入河川の水質浄化対策を推進する。

② 堤脚水路の浄化対策

霞ヶ浦を取り巻く堤脚水路に薄層流水路を併設し、せせらぎなどが持つ浄化機能を利用して水質浄化を図る。

③ 生活排水汚濁水路の直接浄化対策

茨城県内の市町村においては、生活排水による水質汚濁が著しい水路について、その水質浄化を図るため、直接浄化施設の整備を推進する。

④ 生態系の持つ自然浄化機能を活用した浄化対策

流入河川においては、動植物の生息・生育環境や景観・空間利用などの河川環境に配慮した多自然型川づくりを、また、農業用水路やため池などの農業利水施設においては、その水辺空間を活用して農村地域の環境保全に対処するとともに、自然浄化機能を活用した水質浄化施設の整備を、地域生態系に配慮しながら推進する。

(6) 湖沼の浄化対策

① しゅんせつ等の底泥対策

国は、霞ヶ浦（西浦）の土浦沖等で、有機質汚泥の堆積に起因する水質の悪化に対処するため、引き続き、底泥しゅんせつ等の事業を推進する。

② 浄化用水の導入

国は、既存の水利用に支障を与えない範囲内で、那珂川及び利根川から霞ヶ浦へ導水する霞ヶ浦導水事業を生態系に配慮しながら継続する。

③ 生態系の持つ自然浄化機能を活用した浄化対策

国は、ヨシ、マコモ等の水生植物帯の造成を促す前浜及び植生帯の保全と整備、減少しつつある湿地の回復を図るなど、多様な生態系を活かし、湖沼環境の保全と回復に資する施策を地域生態系に配慮しながら推進する。

3 水質の保全のための規制その他の措置

(1) 生活排水対策

① 水環境にやさしいライフスタイルの確立

住民一人ひとりが水環境にやさしくしようという意識を持ち、日常生活において水質浄化に向けた積極的な取り組みを行うことが重要であるので、リデュース、リユース、リサイクルの推進など、環境への負荷の少ないライフスタイルの確立に努める。

具体的には、家庭からの汚濁物質の流出の低減化を図るため、食器の油のふきとり、風呂水の再利用、無洗米の使用、微細目ストレーナー等の使用などについて広報・啓発による普及を図るとともに、廃食用油の回収、洗剤の適正使用等について指導を行う。

② 生活排水対策重点地域等における対策の推進

水質汚濁防止法に基づき、平成12年度末において生活排水対策重点地域に指定されている土浦市等14市町村については、引き続き、生活排水対策推進計画に基づく生活排水対策を推進する。

また、その他の生活排水による水質汚濁が著しい市町村についても、必要に応じ重点地域の指定を行うなど、計画的な対策の推進を図る。

③ 下水道への接続の促進等

下水道の供用区域においては、地域住民に対して遅滞なく生活排水を下水道に流入させるよう、県と市町村が連携しながら広報・普及の促進を図る。

また、当面下水道の供用予定のない地域においては、関係機関と連携しながら、整備、接続されるまでの間の生活排水対策を推進する。

④ 浄化槽の適正な設置、維持管理の確保

浄化槽について、浄化槽法及び建築基準法に基づく適正な設置とともに、浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び検査の徹底等により適正な維持管理の確保を図る。

(2) 面源負荷対策

① 環境にやさしい農業の推進

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料等の使用量の削減を図るとともに、家畜排せつ物の適正処理と生産たい肥の有効利用等を積極的に推進し、「環境にやさしい農業」を展開する。

また、持続性の高い農業に取り組む農業者（エコファーマー）の育成を推進するため、生産条件の整備や技術支援を行う。

ア 水田については、施肥田植機の導入等による施肥法の改善、施肥量の適正化、溶出抑制肥料の利用、かけ流しの防止、畦畔の保全等による表面流出水の防止など、環境への負荷を低減する技術の普及を図る。

（施肥田植機の導入目標：3,532台（累計）、溶出抑制肥料の使用目標：2,235t/年）

イ 畑については、溶出抑制肥料、条施肥機の導入促進により生産性に配慮した施肥量の削減を図るとともに、展示圃を設置して適正施肥の指導を行う。

また、表土流出を防止するため、麦類等の作付けを推進する。

（溶出抑制肥料の使用目標：2,893t/年）

ウ レンコン田については、引き続き溶出抑制肥料の利用促進を図るとともに、表面流水抑制展示圃を設置して、表面流出水の抑制指導等を行う。

（溶出抑制肥料の使用目標：1,935t/年）

② 市街地等からの流出負荷抑制

市街地から降雨等に伴い流出する汚濁負荷に関しては、雨水浸透枳等の設置について広報・啓発に努めるとともに、歩道や側溝等については、地元住民の協力を得て清掃を実施するなど、汚濁物質の流出抑制に努める。

また、新規開発地域においては、可能な限り、緑地面積の確保に努めるとともに、雨水の貯留・浸透を図る施設の整備に努める。

③ 森林の適正管理

降雨等に伴い汚濁負荷が流出するのを未然に防止し、「霞ヶ浦水源の森」としてその水

源かん養機能を高めるため、保安林の指定区域の拡大を図るとともに、市町村、森林所有者、地域住民等が協力して、荒廃した森林の適正管理や植林の推進を図る。

(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策

① 畜舎管理の適正化

湖沼水質保全特別措置法に定める指定施設及び準用指定施設の構造及び使用の方法に関する基準の遵守の徹底を図る。

また、規制の対象とならない畜舎についても、適正管理の指導等を行う。

② 家畜排せつ物の適正管理

家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の管理については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則に定める基準の遵守の徹底を図る。

また、家畜排せつ物の年間発生量、処理方法及び処理方法別の数量の記録について指導を行う。

③ たい肥の広域流通の推進

茨城県たい肥利用促進協議会等を通じた畜産農家と耕種農家との連携のもとで、たい肥の広域的な流通を推進する。

④ 資源循環の促進

たい肥や化学肥料の適切な施用と併せて、稲わら等の地域未利用資源を飼料として活用するなど、耕種農家と畜産農家の連携による流域内の資源循環を促進することにより、流域外からの負荷源の搬入を抑制する。

(4) 漁業に係る汚濁負荷対策

① こい養殖に係る汚濁負荷対策

湖沼水質保全特別措置法に定める指定施設であるこい養殖用の網いけすについては、飼料の投与、死魚の適正処理等に関する規制基準に基づき、その遵守の徹底を図るとともに、養殖生産規模の適正化を図り、こい養殖に係る汚濁負荷の逡減を推進する。

また、規制の対象とならない養殖用施設についても適正管理等の指導等を行う。

(こいの生産目標：4,700t/年)

② 漁獲による汚濁負荷の削減

天然ハクレンや未利用雑魚を捕獲するとともに、ワカサギなどの漁業資源の維持・増大を推進して、魚体からの窒素及び磷の回収を促進する。(天然ハクレンの捕獲目標：80t/年、未利用雑魚の捕獲目標：160t/年)

(5) 工場・事業場の排水対策

① 排水規制等

水質汚濁防止法に基づき、日平均排水量が一定規模以上の特定事業場に対し、上乘せ排水基準を適用するとともに、茨城県公害防止条例及び茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関

する条例に基づき、水質汚濁防止法の特定施設以外の施設を別に定め、上乗せ排水基準と同様の規制を実施している。

これらの排水規制については、引き続き、対象事業場への立入検査等により、その遵守の徹底を図る。併せて、市町村と連携しながら、水質汚濁防止法等に係る違法行為に対する指導取締りの強化を図る。

また、小規模事業場に対する排水基準の適用や既設の工場・事業場に対して新設の工場・事業場と同等の排水基準を適用するなど、規制の強化を図る。

② 新增設に伴う汚濁負荷の増大の抑制

COD、窒素含有量及び燐含有量^{りん}について、湖沼特定事業場の新增設に伴う汚濁負荷量の増大を抑制するため、汚濁負荷量の規制基準の遵守の徹底を図る。

③ 新規立地工場等に対する指導

水質汚濁防止法等に基づく排水規制の対象となる工場・事業場の新規立地に当たっては、新たな汚濁負荷量の増大を抑制するため、引き続き、茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例に基づく指導を行う。

また、排水規制の対象とならない工場・事業場に対しては、必要に応じ汚水処理施設の改善や適正管理等の指導を行う。

④ 環境管理・監査の推進

事業活動に伴う負荷を低減するため、ISO14001の認証取得など事業者が行う環境管理・監査等の自主的な取り組みやリデュース、リユース、リサイクルの促進を図る。

(6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護

自然環境保全法、自然公園法、森林法、都市計画法、都市緑地保全法、河川法等の法令や関係諸制度の的確な運用を通じて、指定地域内の森林等の緑地の保全、その他湖辺の自然環境の保護に努める。

4 その他水質保全のために必要な措置

(1) 北浦の浄化の推進

近年における北浦の霞ヶ浦(西浦)を凌ぐ水質の悪化に鑑み、次のとおり浄化対策を推進する。

① 流域における対策

北浦流域市町村を生活排水対策の重点地域に指定し、下水道整備等に関する生活排水対策推進計画を策定するとともに、整備が予定されない地域においては高度処理型の合併処理浄化槽の普及を図る。

また、畜産が盛んな北浦流域において家畜排せつ物処理施設の整備を積極的に推進するとともに、地域結集型共同研究事業の成果等を活用した家畜排せつ物の高度処理方式の確立を図る。

② 湖内における対策

国は、北浦へ流入する河川の河口部や湖岸において自然浄化機能を活用した浄化対策を推進し、また、関係機関とともに効果的な浄化対策のあり方を検討する。

(2) 総合的な流域管理への取り組み

① 霞ヶ浦やその流域に関する情報の収集等

住民、事業者、研究者、行政の4者が相互に連携し、流域の総合的な環境保全、管理に向けた合意の形成が図られるよう、霞ヶ浦やその流域の汚濁に関する情報を市町村及び河川流域ごとに収集、整備するとともに、市町村マップ等によるわかりやすい情報の提供に努める。

② 河川流域単位での浄化運動の促進

霞ヶ浦の水質浄化は、流域住民一人ひとりの水質浄化に向けた取り組みの積み重ねが極めて重要であるため、河川の上流から下流までのそれぞれの地域が抱える実情や課題等の相互理解を促すとともに、いわゆる河川流域ごとに、市民団体との連携を含め、地域住民と行政が一体となって水質浄化に取り組めるよう、新たな浄化運動の仕組み作りを進める。

(3) 生態系の保全と自然浄化機能の回復

① 農地による水質浄化

農地の持つ水質浄化機能等に着目し、その機能の維持・増進を図るとともに、休耕田などを活用した水質浄化に努める。

② 森林等の保全

市町村や地域住民、市民団体等と連携して、平地林や斜面林の保全に取り組むとともに、森林等の持つ水源かん養機能や水質浄化機能等に着目し、その適正利用・管理を通じてこれらの機能の維持・増進を図り、生態系の保全と自然浄化機能の回復に努める。

③ 湖沼生態系の保全・回復

在来種に影響を及ぼすブラックバス、ブルーギル等の外来魚の捕獲や繁殖抑制に努めるとともに、水生植生帯の造成や多様な生物が豊富に生息する生態系の保全・回復を図る。(外来魚の捕獲目標：113t/年)

また、霞ヶ浦開発事業の管理移行に伴う運用について国及び水資源開発公団は、霞ヶ浦開発事業の治水・利水の目標を達成するとともに、湖の水理特性を踏まえ、生態系等への影響に配慮した管理を行うものとする。

(4) 住民等の理解と協力及び浄化活動の促進

① 住民等の理解と協力

国、県、市町村、事業者、住民等が緊密に連携しながら計画の円滑な推進を図るため、事業者、住民等に対する広報・啓発や環境教育・学習を通じて、本計画の趣旨、内容等について理解と協力を得るとともに、地域住民等による道路、水質浄化施設等の管理の拡大を図るなど、水質浄化意識の高揚に努める。

② 住民組織等の育成・支援と浄化活動の促進

住民組織・団体の湖沼環境保全に対する自主的な活動の一層の推進を図るため、(社)霞ヶ浦市民協会など、住民組織等の育成・支援に努めるとともに、「大好き いばらき 県民会議」との連携による浄化意識の向上と、流域住民による浄化活動の促進を図る。

(5) 霞ヶ浦環境センター（仮称）の設立

霞ヶ浦水質浄化プロジェクトにおいて培われてきた水環境の修復技術等の研究に関する人的・組織的ネットワークを引き継ぐとともに、霞ヶ浦宣言の精神を踏まえ、霞ヶ浦の水質浄化及び新しい湖沼環境の創造と管理に取り組むため、調査研究・技術開発、市民活動支援及び国際交流などの複合的機能を有する総合的拠点として「霞ヶ浦環境センター（仮称）」を設立する。

(6) 水環境の監視等

国及び茨城県は、霞ヶ浦の水質や有害物質の状況を的確に把握するため、湖内の21地点及び流入河川の31河川39地点において、定期的に水質の監視、測定を行う。

また、湖内の水環境を的確に把握するため、水環境のモニタリングに努めるとともに、市町村に設置している水質監視員の育成を図る。

(7) 調査研究等の推進

流域からの汚濁物質の流出機構や溶存態COD等による水質汚濁機構及び湖沼の生態系や有害化学物質に関する調査研究並びに効果的な浄化手法、底泥の効率的な処分方法等に関する技術開発を関係試験研究機関等との連携に努めながら推進するとともに、研究者や技術者等の育成を図る。

(8) 事業者等に対する助成

政府系金融機関による融資制度とともに、県及び市町村の融資制度等の活用により、事業者による污水处理施設等の整備を推進する。

(9) 関係地域計画との整合

本計画の実施に当たっては、指定地域内の開発に係る諸計画に十分配慮し、これら諸計画との整合性の確保を図るとともに、霞ヶ浦の水質保全に係る諸計画・制度の運用に当たっては、本計画の推進に資するよう十分配慮する。

別 紙

第4期霞ヶ浦水質保全計画並びに霞ヶ浦富栄養化防止基本計画の策定に当たって今回設定した目標水質は、汚濁機構が十分に解明されていないことや財政など諸般の事情から、CODについては前期の第3期計画と同じ値、窒素・リンについてはそれにも及ばない値にせざるをえず、それは満足のいく目標水質とは言えないものになった。更に、従来の3期15年にわたって実施してきた水質保全計画の実績からすれば、本計画の達成も決して楽観できるものではない。

よって、環境審議会は、本答申を行うに当たって、下記のことを強く要望する。

- 1 具体的な数値目標を掲げた対策については、その完全実施に努めるとともに、具体的な数値目標を掲げることが出来なかった対策については、早急に具体的な計画を作成して実施すること。
- 2 特に、「下水道整備」、「窒素・リン高度処理付き合併処理浄化槽の普及」及び「単独処理浄化槽の全廃」などの生活排水対策については、強力に実施すること。
- 3 本計画策定の過程では長期的視野に立った数多くの貴重な提言が環境審議会並びに霞ヶ浦専門部会で出された。以下に示す課題については早急かつ継続的に検討を行い、次期計画に生かすようにすること。「各事業の費用対効果による評価」、「湖沼生態系の改変と水質への影響評価」、「北浦の汚濁機構の解明」、「土地利用（森林保全）など流域フレームを視野に入れた総合的流域管理への取組み」、「水質保全計画作成方法の改善」などである。
- 4 霞ヶ浦の水質保全計画は県のみならず国や市町村並びに地域の住民と事業者との連携・協力があって初めて達成されるものである。特に霞ヶ浦の水質浄化には住民の理解と協力が不可欠であることから、ライフスタイルの見直しなどについて住民も考えていただく必要がある。このため、住民への平易かつ適切な広報を強力に行うとともに、早急に霞ヶ浦ネットワークや協議会を設置すること。そのためにも「霞ヶ浦環境センター」を早急に設立して各層の連携・協力の拠点になるようにすること。

第1回霞ヶ浦ふれあい巡視 開催結果概要

実施日：平成16年7月17日（土）

巡視場所：霞ヶ浦湖岸 土浦市～霞ヶ浦町

主催：国土交通省関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所

共催：茨城県、独立行政法人 水資源機構霞ヶ浦開発総合管理所

主旨：霞ヶ浦の流域には、約100万人の人々が霞ヶ浦からの恩恵を享受し生活しています。

このかけがえのない霞ヶ浦を、みんなでもっと良く知り、みんなでもっと考え、将来の子供たちのために、地域の財産として受け継いで行かなくてはなりません。このため、霞ヶ浦意見交換会の一環として、地域の方々と行政担当者とが霞ヶ浦湖岸をともに巡視し、現地において意見交換・情報交換を行う「ふれあい巡視」を開催するものです。

対象：一般公募（ただし、小学3年生以下は巡視距離が約5kmと長いため不可とした。）

参加者概要：一般参加者：32名（通常参加 31名、その他参加 1名）

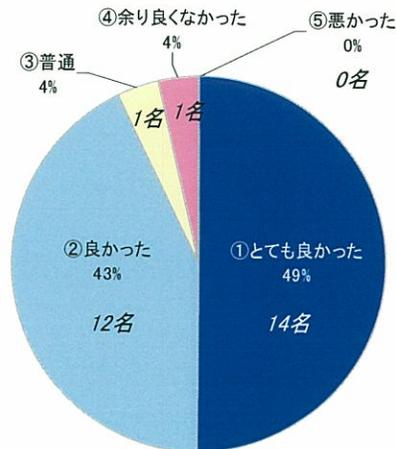
行政：29名 霞ヶ浦河川事務所、茨城県、土浦市、霞ヶ浦町、
水資源機構霞ヶ浦開発総合管理所、霞ヶ浦導水工事事務所

事務局：9名（財）河川環境管理財団

実施方法：2班に分かれて巡視。移動は徒歩及びバス。巡視ポイント（①石田、②田村池、③冲宿戸崎、④川尻川ウェットランド、⑤根田、⑥霞ヶ浦揚水機場）にて行政側がパネルを用いて説明後、意見交換を実施。参加者には各巡視ポイント毎及び全体についてアンケートを実施。

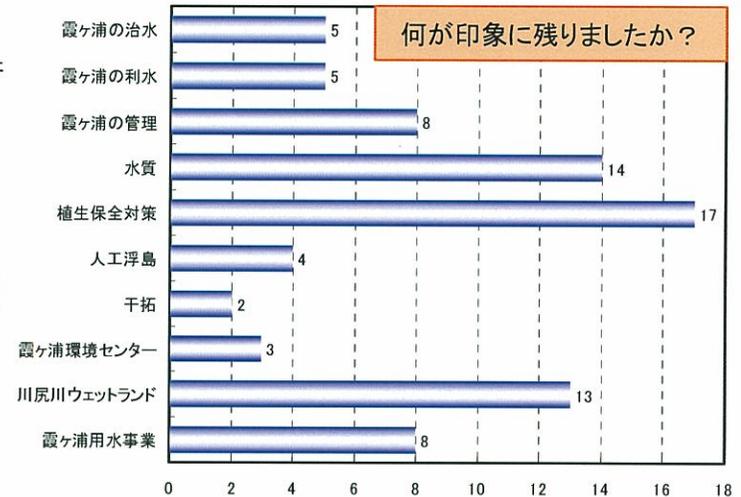


本日の感想



28名中、26名が

「とても良かった」、「良かった」と回答



「植生保全対策」、「水質」、
「川尻川ウェットランド」が 関心を集めた。

平成 16 年 10 月 3 日
霞ヶ浦河川事務所

平成 16 年度 霞ヶ浦意見交換会の開催予定

霞ヶ浦意見交換会

名 称 / テーマ	日 程	場 所
第 9 回 霞ヶ浦意見交換会 「霞ヶ浦における水質改善に向けて」	10 月 3 日 (日)	土浦市
第 10 回 霞ヶ浦意見交換会 「霞ヶ浦の水辺環境 (仮)」	3 月上旬	(未定)

霞ヶ浦ふれあい巡視

名 称	日 程	主な巡視場所
第 1 回霞ヶ浦ふれあい巡視	7 月 17 日 (土)	土浦市、霞ヶ浦町
第 2 回霞ヶ浦ふれあい巡視	10 月 17 日 (日)	玉造町、麻生町、潮来市
第 3 回霞ヶ浦ふれあい巡視	10 月 30 日 (土)	潮来市、東町、桜川村
第 4 回霞ヶ浦ふれあい巡視	11 月 14 日 (日)	北浦町、麻生町、鹿嶋市
第 5 回霞ヶ浦ふれあい巡視	2 月中旬	(未定)

2004.10.3

「第9回霞ヶ浦意見交換会」に関するアンケート

このアンケートは、これからの「霞ヶ浦意見交換会」を進める上で参考とさせていただくためのものです。集計結果は公表致しますが、個人のプライバシーに関することを公表することは一切ございません。記入していただいたアンケートは、お帰りまでに回収箱にお入れ下さい。

1. 本日のご感想 (番号に をお付け下さい)

とても良かった 良かった 普通 あまり良くなかった 悪かった

<コメント> (あればお書き下さい)

2. 今回の意見交換会の開催を何でお知りになりましたか

(番号に をお付け下さい)

河川事務所ホームページ

新聞

河川情報版

その他 _____

お差し支えなければご記入下さい (意見交換会等の情報をお知らせします)

お名前	ご所属	
ご住所	〒	
連絡先	電話	FAX
E-mail		

ご協力ありがとうございました

国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 調査課

〒311-2424 茨城県潮来市潮来 3510 電話：0299-63-2415 FAX：0299-63-2495